

令和元年 10 月 15 日
千葉県信用保証協会

「緊急短期資金保証」の指定する災害の追加について

この度の台風第 19 号で被災された方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。
千葉県信用保証協会（会長 床並 道昭）では、令和元年台風第 15 号による被害を踏まえて令和元年 9 月 17 日（火）より「緊急短期資金保証」の取扱いを開始していますが、今回の令和元年台風第 19 号の被害状況を踏まえ、「緊急短期資金保証」の指定する災害に台風第 19 号を追加します。

記

【制度概要】（下線部分が変更となります）

制度名	緊急短期資金保証（台風 15 号および台風 19 号による災害）
対象者	令和元年台風 15 号または台風 19 号で被災された中小企業者の方 ※申込金融機関において被災状況が確認できた法人または個人 ※申込に際し、罹災証明書の提出は不要です。
資金使途	運転資金
保証限度額	直近決算の平均月商の 1 ヶ月以内かつ 1,000 万円以内
保証期間	12 ヶ月以内（据置期間含む）
返済方法	一括返済または分割返済
融資利率	金融機関所定利率
保証料率	0.45%～2.20% ※財務内容により決定されます。 ※会計参与設置会社の場合は 0.1%の割引があります。
担保	原則、無担保
保証人	原則、法人代表者のみ
取扱期間	令和元年 9 月 17 日（火）～令和元年 12 月 27 日（金）
申込先	最寄りの取扱金融機関

お申込みに際しては、当協会所定の審査がございます。審査結果によっては、ご希望に添いかねる場合もありますので、ご了承ください。

なお、台風被害による設備資金やその他必要な運転資金等のご相談も承りますので、下記のご相談窓口までお問合せください。

【ご相談窓口（特別相談窓口）】

本店 Tel 043-221-8111
松戸支店 Tel 047-365-6010

＜お問い合わせ＞
千葉県信用保証協会
業務企画課 清水・菅野
Tel 043-221-8185